別表十二（九）　記載要領

この表は、青色申告書を提出する法人で原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）第55条の３第１項（廃炉等積立金の積立て及び管理）に規定する廃炉等実施認定事業者（以下この記載要領において「廃炉等実施認定事業者」という。）であるものが租税特別措置法第57条の４の２（特定原子力施設炉心等除去準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で廃炉等実施認定事業者であるものが同法第68条の54の２（特定原子力施設炉心等除去準備金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十四㈫の記載要領第１号中「(個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入)」を削る。

別表二十一の㈠中「原子力発電施設解体準備金」の下に「、特定原子力施設炉心等除去準備金」を加える。

附　則

１　この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

２　改正後の法人税法施行規則別表の書式は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成二十九年十月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

○財務省令第五十七号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第七号及び第八号並びに第十一条の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第百七十九号を同条第百八十一号とし、同条第百六十号から第百七十八号までを二号ずつ繰り下げ、同条第百五十九号中「第百六十二号」を「第百六十四号」に改め、同号を同条第百六十一号とし、同条第百五十八号を同条第百六十号とし、同条第百五十七号中「第百六十号及び第百六十三号」を「第百六十二号及び第百六十五号」に改め、同号を同条第百五十九号とし、同条第百五十六号を同条第百五十八号とし、同条第百三十六号から第百五十五号までを二号ずつ繰り下げ、同条第百三十五号を同条第百三十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十七　措置法第六十八条の五十四の二第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第百三十四号を同条第百三十五号とし、同条第六十八号から第百三十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六十七号中「第七十号」を「第七十一号」に改め、同号を同条第六十八号とし、同条第六十六号を同条第六十七号とし、同条第六十五号中「第六十八号及び第七十一号」を「第六十九号及び第七十二号」に改め、同号を同条第六十六号とし、同条第六十四号を同条第六十五号とし、同条第四十四号から第六十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四十三号の次に次の一号を加える。

四十四　措置法第五十七条の四の二第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

様式第一の記載要領第四号の表使用済燃料再処理準備金の項を削り、同表原子力発電施設解体準備金の項の次に次のように加える。

特定原子力施設炉心等除去準備金	第57条の４の２第１項	00614	法規別表十二(九)「９」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表使用済燃料再処理準備金の項を削り、同表原子力発電施設解体準備金の項中「別表十二(九)「23」」を「別表十二(八)「23」」に改め、同項の次に次のように加える。

特定原子力施設炉心等除去準備金	第57条の４の２第１項	00614	法規別表十二(九)「９」の欄の金額
特定原子力施設炉心等除去準備金	第68条の54の２第１項	10597	法規別表十二(九)「９」の欄の金額

附　則

１　この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

２　改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則様式第一（記載要領第四号の表原子力発電施設解体準備金の項に係る部分に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の表原子力発電施設解体準備金の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成二十九年十月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

○財務省令第五十八号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（外国為替室及び為替実査室並びに外国為替調査官、主任為替実査官及び為替実査官）	（外国為替室及び為替実査室並びに外国為替調査官、主任為替実査官及び為替実査官）
第三十二条　（略）	**第三十二条**　（略）
２　外国為替室は、次に掲げる事務をつかさどる。	２　外国為替室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　外国為替及び外国貿易法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等並びに外国投資家による同法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等及び同条第三項に規定する特定取得の管理及び調整に関すること。	六　外国為替及び外国貿易法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等及び外国投資家による同法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等の管理及び調整に関すること。
七～十　（略）	七～十　（略）
３～８　（略）	３～８　（略）

附　則

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。